

No.	質問	回答	備考
1	開設場所について、対象校を中心として半径800mを超えている場合でも、送迎バス等の用意ができれば提案可能ですか。	個別に判断いたしますので、公募時にご相談ください。	
2	放課後児童健全育成事業施設は、建築基準法としての用途は何に該当しますか。	児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」に該当します。	
3	建築基準法上の用途変更の申請は必要ありますか。	用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請が必要です。この場合の用途は、児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」として、建築審査課に用途変更の確認申請する必要があります。	
4	用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えない場合、児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」としての施設要件を満たす必要はありますか。	200㎡を超えない場合でも、建築基準法上における児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」としての要件を満たす必要があります。	
5	第1種低層住居専用地域で運営することは可能ですか。	放課後児童クラブは、児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」に該当するため、600㎡までの建物であれば運営可能です。第2種低層住居専用地域においても、600㎡までの建物であれば運営可能です。	
6	定員に満たない場合、児童の追加募集は先着順で構いませんか。	構いません。募集の周知は十分行ってください。	
7	優先受入校に通う補助対象児童を8割受け入れることとありますが、残り2割の受け入れはどのようにすればよいですか。	補助対象児童の要件を満たしている児童であれば、優先受入校の児童でなくても構いません。	
8	計画地が建築物浸水予防対策要綱第3条に該当する場合の届出にかかる副本はいつまでに提出すればよいですか。	原則、応募申請時にご提出ください。応募申請時に提出ができない場合は、交付がされ次第、必ずご提出ください。	
9	新築・増築の場合は、建築確認申請書及び建築確認済証、検査済証はいつまでに提出すればよいでしょうか。	原則、事前協議時にご提出ください。事前協議時に提出ができない場合は、発行され次第、必ずご提出ください。 検査済証は、工事・検査が完了次第、必ずご提出ください。 採択後に建物を創設する場合は提出ができる準備が整い次第提出してください。	
10	用途変更が必要な場合の建築確認申請書、建築確認済証はいつまでに提出すればよいですか。	原則、事前協議時にご提出ください。事前協議時に提出ができない場合は、発行され次第、必ずご提出ください。 また、工事が伴う場合は、工事が完了次第、工事の完了届を必ずご提出ください。	
11	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の届出にかかる副本は、いつまでに提出すればよいですか。	都市デザイン課に届出をする前に児童課へ電話連絡のうえ、ご相談をお願いします。 応募時に提出ができない場合は、開設までに必ずご提出ください。目安として確認申請の2～3週間前には都市デザイン課へ届出をしてください。また、規模、用途により審査期間が異なりますのでご注意ください。	
12	防火管理者の選任は必要ですか。	所在地管轄の消防署へお問合せください。	
13	民設民営放課後児童クラブに選定された場合、保護者への周知は、世田谷区が協力してくれますか。	保護者への情報提供は行う予定です。	
14	月の途中の入退会の場合、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは下記制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。 ※新BOP学童クラブにおける月途中の入退会における減額制度は、参考資料にて配付している最新の新BOP学童クラブ児童募集案内の利用料に関するページをご確認ください。	
15	長期で利用ができない場合、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは下記制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。 ※新BOP学童クラブにおける長期欠席時の減額制度は、参考資料にて配付している最新の新BOP学童クラブ児童募集案内の利用料に関するページをご確認ください。	
16	新BOP学童クラブの延長利用料金はどのように設定していますか。	現在実施している新BOP学童クラブ実施時間延長モデル事業においては、下記のとおり設定しています。 ・月ぎめ利用：月額1,000円 ・スポット（日極）利用：1日あたり200円とし、月額上限を1,000円	
17	入会金は設定してよいですか。	新BOP学童クラブには入会金の設定は行っていないので、入会金の設定・徴収はしないようにお願いします。	
18	募集数が上限80名（2支援）とのことだが、下限はあるか。 また、提案する施設規模によってこちらで定員を設定できるという認識で間違いはないか。	定員については区と協議の上、確定します。	
19	募集要項別紙1（2）その他の留意事項 ・①に使用貸借について実施可能との表現で見受けられますが、②に原則使用貸借契約は認められないとあります。基本的に使用貸借は不可との認識で相違ないでしょうか。 ・①の賃借権について：土地や建物に賃借権より優先する権利（抵当権等）があった場合でも可能との認識で相違ないでしょうか。	・それぞれの契約の性質を鑑み、事業の継続性や安定性の観点から賃貸者契約は対象となりますが、使用貸借契約は認められません。 ・提案物件について抵当権が設定されている場合は事前に児童課へご相談ください。	

	■募集要項別紙5 応募申請書類一覧 書類No.20「事故報告書・ヒヤリハット」		
20	・提出する際の様式に指定はありますでしょうか。各行政、法人指定の書式で問題ないでしょうか。また、ヒヤリハットについては、どのような項目が網羅されていればよいかが教示ください。	様式に指定はありません。 項目については、発生年月日、報告年月日、件名、概要、詳細、原因、再発防止策等について網羅されていれば問題ないです。	
21	事前協議様式4は表面には法人代表者印、裏面には代表者個人の印を押印する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	
22	事前協議書類、応募書類は片面・両面などの印刷指定はございますか。	指定はありません。	
23	利用者募集の段階で1支援単位分の利用者しか利用申請がなかった場合は、職員の配置を減員してよろしいでしょうか。	問題ありません。 その場合、申請できる補助金は1支援の単位分となります。	
24	Wi-Fiの整備は必要でしょうか。	義務ではございませんので、事業者の判断にお任せします。	
25	優先受入校の設定はどのようにしますか。	区と協議の上、決定します。	
26	運営事業者募集要項の「3. 応募要件」(6) 所官庁の監査、指導検査等について 直近に実施された所官庁の監査、指導検査等、とありますが、本募集において現地審査をお願いする想定は放課後児童健全育成事業において、監査、指導検査が行われていない場合や、監査、指導検査が行われていても書面における結果連絡がない場合は、対象施設ではなく、他の施設の監査、指導検査の結果をご報告すべきでしょうか	その旨を台紙にご記入いただければ、他の施設の監査、指導検査の結果の提出は必要ありません。	
27	施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(1) 開設日、開所時間について 土曜日について、利用児童が多くないことが想定されますが、利用児童がすべて欠席であることが判明している場合、対象日を閉所とすることは許容されますか？またその際には土曜日の開所日数カウントが減り、長時間開所加算や運営日数加算が減るという理解でよろしいでしょうか。また、閉所しない場合でも、土曜日にすべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合、終了後も19時まで職員を配置する必要はありますでしょうか？また閉所した場合は長時間開所加算の時間数に影響がありますでしょうか	利用児童がいなくても19時00分まで開所をお願いします。 18時15分以降において、すべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合は19時まで職員を配置する必要はありませんが、「開所日数加算」、「長時間加算加算」等の補助に影響がございます。	
28	施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(2) 職員配置について 配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること、とありますが、審査基準等により、受入れ人数の上限や、児童の主訴や状況による受入れ可否を定めることは可能ですか。なお、その受入れにより、運営費補助の障害児受入推進事業や障害児受入強化推進加算の請求対象とできるかの審査や条件はどのように行われますか	配慮を要する児童の受け入れにあたっては、合理的配慮の視点にて検討をお願いします。その結果、受け入れができない場合は、申込みに丁寧にご説明していただくとともに、新BOP学童クラブとの情報共有をお願いします。 補助金の請求対象とできるかの審査や条件は下記の通りです。 ・職員の配置についてはシフト表等をご提出していただく予定です。 ・対象児童の審査については、手帳の写しや新BOP学童クラブにて使用している様式(児童表)と同様の書類を区に提出していただき、要件の有無を確認する予定です。	
29	選考基準は区の選考基準に準ずる形でも良いのか。その場合区の基準を教えていただけるのか	新BOP学童クラブは定員を設けていないため、区としての選考基準はございません。	
30	登録児童が、優先受入校のBOPを利用したい場合は、どのような連携をとれば良いのか	自身でBOP登録を行うよう案内してください。 事業者としては、お迎え時間や待機場所について保護者や新BOPと調整をお願いします。	
31	開設に際しては「町会関係者・近隣住民等への十分な説明」を求めています。既存施設を改修する場合も必要でしょうか。 必要とされる場合、どの程度の範囲の方を対象とするのか。どの時点で行うのか。説明会形式の開催を求められているのかについて教示ください。	既存施設を改修する場合でも、学童クラブとして開設する旨の説明を行ってください。 範囲の定義はありませんが、子どもの活動範囲や改修時の音などによる影響範囲等については対象としてください。 説明会形式の開催までは求めませんが、十分な理解を得られるように努めてください。	
32	募集要項別紙4「事前協議書類一覧」の「No.29 賃貸借契約書」の締結に至る前の所有者との合意書のひな型若しくは内容について教示ください。	ひな型はございません。 内容としましては、タイトルを「合意書」としていただき、下記のような内容を具体的に記載してください。 ・概要(何についての合意なのか) ・合意した内容(賃借人が万が一お亡くなりになった場合も、本合意が相続に引き継がれる旨の記載があると望ましいです) ・合意書の作成通数・保管方法 ・合意書の作成日付 ・当事者の署名捺印	
33	募集要項別紙4「事前協議書類一覧」の「No.27 検査済証」については、原本の提出が必要でしょうか？	写しで構いません。	

34	職員配置における「常勤職員」「補助員」の定義をご教示ください。 正社員・契約社員・非常勤職員（専任等）の雇用形態種別の指定はありますか。 また、契約社員・非常勤職員の場合、所定労働時間（１２０時間以上等）の定めはありますか。補助員は無資格でも可能という認識でしょうか。	下記のとおり定義しております。補助員は無資格でも可能としています。 常勤職員：法定労働時間の範囲内において、原則として学童クラブ事業を実施する施設（以下「学童クラブ」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」の全てを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 なお、常勤職員の勤務時間は、開所時間の前後の準備も含め、１日当たりおおむね８時間程度とするよう努めること。	
35	運営期間についてご教示ください。 受託が決定した場合、最低開業年数など、運営期間の定めはありますか。	最低開業年数は設けておりませんが、補助金交付に関する財産処分の制限がございます。運営の中止、廃止をしようとするときは、子どものや保護者への生活の影響を踏まえ、わかり次第速やかにお知らせください。	
36	・送迎事業について教えてください。 送迎引率のため、送迎のコアタイムとなる時間帯をご教示ください。 ・（仮にこちらで13 時便、14 時便、15 時便と時間指定をすることは可能でしょうか） ・送迎事業の引率者は無償ボランティア（シニア・主婦）への依頼は可能でしょうか。その場合でも「放課後児童クラブ送迎支援事業」の補助金の対象となりますでしょうか。	時間指定については、対象の保護者、区、新BOP、小学校と協議し合意があれば可能です。 引率者として無償ボランティア（シニア・主婦）へ依頼することは可能です。ただし、引率者を無償ボランティアのみとすることはできません。常勤職員又は非常勤職員も引率に加わる必要があります。	
37	事前協議書類の「７．法人に関する登記事項証明書」「１９および２０納税証明書は事前協議日から起算して３か月以内に取得したものであれば提出可能でしょうか。	事前協議日から起算して３か月以内に取得したものとなります。	
38	児童数が定員を埋まらなかった場合に対象となる補償等はありませんでしょうか。	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表は定員に満たずとも申請できますが、児童数に応じて減額されるものもあります。 これを補償するような補助制度はありません。	
39	様式が示されていない書類に関しては、フリーフォーマットでよろしいでしょうか。案内図作成の際にはグーグルマップ等を貼り付けて加工することは認められますでしょうか。	フリーフォーマットで構いません。 また、グーグルマップ等の貼り付け加工でも構いません。	
40	・応募書類様式２「放課後児童健全育成事業の実績」に関してですが、弊社の施設数が多いため、記入内容の条件がすべて入っていれば提出する様式を変更してもよろしいでしょうか。	できれば、応募書類様式を使用していただきたいですが、記入内容の条件を満たしていれば提出様式を変更しても問題ありません。その場合、該当箇所にマーキングするなど分かりやすいようにしてください。	
41	１放課後児童クラブ設置促進事業と２放課後児童クラブ環境改善事業の重複適用は不可との認識で相違ないでしょうか。	対象事業の内容によります。「国要項」「都要綱」に、内容ごとの例外規定が記載されておりますのでご確認ください。	
42	１放課後児童クラブ：都要綱にあるアとイは同一年度の申請は不可だと思います。例えば、アを活用し1,000万、翌年度にイを活用し200万（開所準備経費含まずで記載させて頂いております。）の合計1,200万の場合、年度を跨ぎますがすべて補助対象となりますでしょうか。	都要綱別添２ ア、イに規定する事業は同一年度の申請はできません。 例えば、開所前年度にアの事業を申請、開所初年度にイの事業を申請することは可能です。ただし、開所前年度の経費を開所初年度分に跨いで申請することはできません。	
43	【世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱】について補助基準額（年額）に補助率等がかかることはありますか。	支給される補助金は補助基準額を上限額とします。賃借料等の対象経費が補助基準額に満たない場合はその額を補助額とさせていただきます。 ※世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱P3第6条に記載されております。	
44	世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱の、第１４条について補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、６月前までにその承認に係る申請をすると読み取れますが、６月前までの中止・廃止申請を行えば、運営開始から中止・廃止までの期間について特に定めはないという理解で正しいでしょうか。最低限、本事業を継続する期間に定めがあればお知らせください。 また、１４条の３において、中止又は廃止を承認した際に交付決定額を変更できるとありますが、これは、中止又は廃止時点で、区からの指示により、整備補助額の返金が発生するという理解で良いでしょうか。返金が発生する場合、運営年数が何年を超えた場合に返金が発生しないなどの設定はありますか	「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱第３０条」及び「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱第３１条」に財産の処分の制限があり、区長の承認が必要な場合があります。なお、補助要綱上に記載のある「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」については備考欄をご参照ください。 また、返金が発生する場合については、区が中止又は廃止の理由を総合的に判断して決定いたします。	
45	■募集要項別紙４ 事前協議書類一覧 (1)29 賃貸借契約書（賃貸の場合） ・「契約に至っていない場合は、契約書案や賃借料見積書等のほか、所有者との間でその物件で民設民営放課後児童クラブを実施することの合意ができていることを証明する合意書等の書類も添付し提出」 ⇒現状、合意書の提出を予定しているが、基本協定書の添付を合意書に類する書類と認めていただけますでしょうか。	所有者との間でその物件で民設民営放課後児童クラブを実施することの合意ができていることを証明することが確認できるようであれば基本協定書のご提出で問題ありません。	

46	選考基準をオープンにするとのことだが、兄弟を優先したり、安全に送迎を行うために自宅が近くを優先したりすることがある。当社としてそれはオープンにしていらないがそこまでオープンにしないといけないか	お願いいたします。 補助金を交付するにあたっては、選考基準は公正かつ客観的なものが求められます。予め左記のような選考基準を公開しておくことで、保護者はその基準を踏まえ民設民営放課後児童クラブか新ＢＯＰ学童クラブを選択することでき、事業者と保護者でのトラブルを避けることもできます。	
47	「学校110番」の設置は必須か。	「学校110番」の必須ではありませんが、上限３０万円の補助金の制度はあります。	
48	検査済証がない物件を進めるためにはどうすればいいのか。	事前協議書類・応募書類提出までに、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき「建築基準法適合状況調査」を実施いただき、報告書を提出する必要があるとございます。 報告書の中に『不適合』箇所の指摘があった場合、建築基準法に適合するための建物改修を行っていただいた上で、学童を開設する形になります。	
49	更新料を対象経費に含めることは可能か。	賃借料補助に含めることができます。	
50	提案したい物件に根抵当権があるが問題ないか。	根抵当権が設定されている場合でも提案可能となります。	